

令和4年4月受診分から、こども医療費助成通院対象年齢を  
中学校卒業まで拡大します！

改正前	未就学児	小学生	中学生	改正後	未就学児	小学生	中学生
入院	現物給付	自動償還		入院	現物給付		
通院				通院			



以下の内容は助成の対象外となりますのでご注意を！！

**学校・保育園等でけがをした場合**

学校・保育園等でけがをした場合は、原則として学校保険の適用が優先となり、保護者に対して給付金(災害共済給付)が支払われます。手続きについては学校・保育園等にお問い合わせください。

※こども医療費助成対象外ですので、判明した場合は返還金の対象となります。

**高額医療・附加給付金はこども医療費助成対象外**

本部町が助成を行った医療費について、高額療養費等の該当が判明した場合は、返還金の対象となります。

**健康診断や予防接種など**

保険適用外の費用（健診、予防接種、診断書料、薬の容器代、おむつ代など）は対象外です。

**☆ 転出後は受給者資格者証を返納☆**

本部町から転出後は、お持ちの受給資格者証は利用できません。

※利用した場合は、返還金の対象となりますので、ご注意ください。

**☆ 入院には限度額適用認定証が必要☆**

高度な医療費が見込まれる入院時には、事前に限度額適用認定証の手続きが必要です。

※限度額適用認定証の発行は健康保険証の発行機関にご相談ください。

**☆ 領収書申請について☆**

以下の場合でも、役場窓口にて領収書申請をした場合は助成を受けることができます。

- こども医療費助成の登録をしていない、または県外の医療機関を受診した
- 受給資格者証を提示し忘れた